

消基発第 187 号  
令和 6 年 5 月 7 日

各市町村長  
各消防補償等組合管理者  
各水防組合管理者  
水害予防組合管理者

} 様

消防団員等公務災害補償等共済基金  
常務理事 岡本 誠 司

第三者から受けた損害賠償の額又は自動車損害賠償保障法の規定により受けた保険金若しくは共済金若しくは損害賠償額との調整についての一部改正について（通知）

第三者から受けた損害賠償の額又は自動車損害賠償保障法の規定により受けた保険金若しくは共済金若しくは損害賠償額との調整について（昭和 41 年 12 月 26 日消基発第 9408 号）の一部を下記のとおり改正するので通知します。

#### 記

##### 第 1 改正の概要

- 1 自動車損害賠償責任保険の保険金等及び自動車損害賠償責任共済の共済金等の支払基準（平成 13 年金融庁・国土交通省告示第 1 号）の改正に伴い、休業損害の額、慰謝料の額、後遺障害各等級に係る慰謝料の額並びに逸失利益相当額、死亡による損害に係る葬祭の費用、死亡本人の慰謝料の額並びに逸失利益相当額を変更したこと。
- 2 その他必要な字句の整理を行ったこと。

##### 第 2 適用日

改正後の通知は、令和 2 年 4 月 1 日以後に発生した事故について適用する。

##### 第 3 備考

改正後の通知については、当基金ホームページの「諸規程一覧」から参照されたい。